

在宅療養支援診療所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人デイスニックが開設する浅井外科（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師や訪問看護師または理学療法士などのその他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう各々の介護支援専門員と連携して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人デイスニック浅井外科
- ② 所在地 知多郡阿久比町白沢字天神前33-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要に応じて介護支援専門員らに情報提供を行い適切な居宅介護サービスの提供に当たるものとする。

- ② 訪問看護師 2名（常勤兼務職員1名、非常勤専従職員1名）

訪問看護師は、指定居宅介護支援サービスの訪問看護提供に当たる。

- ③ 理学療法士 3名 作業療法士 1名（常勤兼務職員4名）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

② モニタリングの結果記録及び介護支援専門員への情報提供 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、500円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、阿久比町、半田市、東海市、知多市、常滑市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 従業者等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別紙の重要事項説明書に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、令和6年3月1日に改定する。